

会議の名称	議会改革特別委員会 協 議 会	開催月日・令和6年10月23日 開会時間・午前・午後11時04分 閉会時間・午前・午後11時37分
出席者	安井 智子 山田 紘治 南谷 佳寛 川柳 雅裕 後藤 徹 河崎 周平	
欠席者		
オブザーバー	議長 野口 佳宏 副議長 原 一郎	
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・議会手続きに関するデジタル化等の検討について（委員会条例、会議規則の改正） ・その他 	

【開会＝午前 11 時 4 分】

安井委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。本日の協議内容は、議会手続きに関するデジタル化等の検討についてであります。羽島市議会の委員会条例の改正案、会議規則の改正案を既に配布しておりますが、事務局より説明をお願いいたします。

議会総務課長補佐

委員会条例の改正案と会議規則の改正案それぞれありますが、委員会条例改正案の新旧対照表は、改正前と改正後という形になっております。

まず第 15 条の 2 になるんですが、こちらは元々オンラインによる委員会の開催を規定しておりまして、内容が基本的にはコロナウイルスの感染症などの重大な感染症や災害等が発生した場合にオンライン開催ができるという規定だったものが、この度それに加えて育児、介護その他やむを得ない事由により、委員会を招集する場合にオンラインでの委員会開催も可能になるという形の改正です。同様にオンラインによる方法については、第 2 項において、「委員長の許可」という形で「届け出」から変更するということで、第 3 項は「出席したものとみなして」を「出席しているものとしてみなす」という規定に変更します。

第 22 条第 2 項は漢字の振り仮名の訂正になります。

第 24 条第 2 項もオンラインによる申し出ができるように新たに加えております。

第 25 条について、「前条の規定により」を追加しています。第 2 項は、「かたよらない」を「偏らない」に変換しております。第 3 項はオンラインによる公述を簡潔に記載してあります。

次に第 28 条は、表題を「文書」を「文書等」に、内容も文書等による意見の陳述という形に変更します。

第 29 条第 3 項も、オンラインによる方法を簡潔に記載して、第 4 項は各条のタイトルを二重括弧にするという改正になっております。

第 30 条は第 3 項を加え、電子署名ができる規定です。

以上が委員会条例に関する新旧対照表で、続いて委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程を新たに規定するという形でございますが、こちらはいわゆる電子情報処理組織、インターネットとか LAN を使用する場合に、その必要な事項を定めるものということで別個の規定を設けるものでございます。基本的には委員会条例第 30 条第 3 項

の電子署名に関する具体的な方法を規定しています。

続きまして会議規則の新旧対照表をお願いします。

まず会議規則の第6条は「全て」と漢字に変換し、第8条第2項は会議時間の変更でございますが、議長が「会議で宣告する」という文言が加えられており、第3項を新設し、「会議中でない場合であって、緊急を要するときは、会議時間を変更できる」となっております。

第14条は「同一会期中は、」と点が入る改正となります。

第18条は会議の議題となった事件の撤回または訂正の件でございますが、以前は議会の承認という形でしたがこれを「議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前であれば、議長の許可を得なければならない」という変更でございます。また第2項につきましても、「議員が提出した議案については、同じように許可を請求しなければならない」、第3項は同じように「委員会が出した議案についても同様に許可を求めるために、委員長から請求しなければならない」とする変更です。

第19条は「代える」と漢字に変換しています。第22条は、「終わらなかった」と送り仮名を変更しております。第23条も同様で、第26条は括弧書きを一つ加えております。

第28条は投票についてが、以前の「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に変更しています。

第29条は、「終わった」という送り仮名の変更で、第30条第4項は、「投票の効力について異議を決定する場合に必要な事項は議長が定める」という文言が加わっております。

第36条は括弧書きの追加及び「聞き」を「聴き」に変更しております。

第37条は「待つて」と漢字に変換し、第41条につきましても「終わった」と送り仮名の変更でございます。

第43条も「終わらなかった」という送り仮名の変更と条文の括弧書きの追加、第44条は委員会の中間報告について、「中間報告は議会の承認を得てする」という文言が加わっております。

第49条は「全て」を漢字に変更しており、第51条も同様です。

第53条は「終わった」と送り仮名の変更で、第54条は「全て」を漢字に変更し、第2項は「全て」を漢字にし「、」を追加しました。

第58条も「終わらなかった」のふりがなの変更で、第59条も同様です。

第63条は括弧書きの追加、第65条も「写し」と送り仮

名を追加し、「代える」と漢字に変換しております。

第 66 条は。評決を「採ろう」と漢字に変換し、第 69 条第 1 項及び第 4 項、第 70 条、第 76 条第 1 項、第 2 項第 3 項も同様に、第 3 項目は「全て」も漢字にしております。

第 73 条は条文の括弧書きを追加しております。

第 79 条は、「前条の規定によりあらかじめ」という文言を追加しております。

第 84 条は、「記載し、又は記録する」を「記載する」に変更しております。第 2 項について、議事は「録音速記する」を「録音速記その他議長が適当と認める方法によって記録する」という文言に変更しています。

第 85 条は電磁的方法の記録もあるという表現ですが、別で規定しますのでその部分が削られております。

第 86 条は括弧書きの追加となっております。

第 87 条も電磁的記録についての文言を削っております。

第 99 条は動議の撤回について、「承認」という文言から「委員会の許可」、「議題となる前は委員長の許可」という文言に変わっております。

第 109 条は「終わった」という送り仮名の変更、第 110 条は「付け」と漢字に変換し、第 113 条及び第 115 条は「全て」を漢字に、第 116 条は委員でない議員という表現を「委員外議員」ということでまとめて、それ以降委員でない議員を「委員外議員」という形で表記しております。第 4 項において、「オンラインでの説明は届けが必要」という条文を加えており、第 117 条は「終わった」、「終わる」と送り仮名を追加し、第 2 項においてオンラインによる討論の規定を設けており、第 120 条、第 121 条も同様に送り仮名の追加です。

第 124 条については、表題を答弁書の「朗読」から「配布」に変えて、条文については「写しを委員に配布する」、「やむを得ないときは朗読をもって配付に代える」としてあります。

次に第 127 条、第 130 条、第 131 条、第 136 条、137 条第 1 項及び第 2 項については「採る」という漢字への変換、第 134 条は条文の括弧書きを追加しております。

第 138 条第 4 項は請願の撤回について、議長の「承認」から「許可」に変え、第 5 項において「議員が紹介を取り消そうとするときは議会の許可」、「議題となる前においては議長の許可が必要だ」という文言が加えられてあります。

第 140 条は、請願は議決によって特別委員会に付託することができるという条文となっております。第 2 項は議決

によって委員会の付託を省略することができるという形で条文の簡素化が図られており、第3項はみなし規定ですが、その後「それぞれの委員会に付託する」という文言が加えられており、第141条は、「オンラインによる方法で説明することができる」という形で、「出席」ではなく「説明」としております。第4項が追加されまして、オンラインで説明する場合は委員長に届け出が必要であるという条文が加えられております。

第142条の請願の審査報告は「意見を付け」という文言が削られて、第2項が追加され、「審査に意見を付けることができる」ということができる規定に変わっております。

次に第143条は「、」の追加、第144条は、「その内容が請願に適合する」から「議長が必要があると認める」に変更となっております。

第148条は括弧の追加でございます。

第149条は本人への決定書の通知ですが、「議長が別に定める」という形に変更し、第151条は携帯品について、「帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類」を「会議の妨げになるもの」とし、これまでの「許可」から「届け出」という形に変更しております。

第156条は、「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」にまとめており、第158条は「全て」を漢字に変換をしております。

第159条第2項及び第160条は、括弧書きの追加でございます。

第160条の2は新たに条文として加えられるもので、代理弁明という項目です。懲罰動議等々において、議会または委員会の同意を得たときは他の議員が代わって弁明を言うことができるもので、第165条の2についても第2項を追加しまして、委員会条例の例によって開催をする形です。

また、第9章補足が新たに加わりまして、第166条第2項という形で、こちらはオンラインによる様々なもの、インターネットを使って提出したり、通知を受け取れるというものが第6項まで続いております。

第166条の3も新たな条文になりますが、記録を電磁的な記録等で保存をすることができる規定となります。

最後に、会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程がありまして、こちらも委員会条例と同じようにインターネットやLANを使ったものについて、電子署名や記録など、議会に提出するものまたは議会から通知するものについて、インターネットやLANを使った提出や受け取り、保

安井委員長	<p>存ができるという規定を細かく決めたものになります。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの説明について何かご意見ご質問等ございますか。</p>
川柳委員	<p>簡単なことですが「採る」という漢字について、「とる」には「取る」、「採る」、「執る」と確か三つあって、分かりにくいからひらがなを使ったことが、僕はよくあるんですけども、あえて漢字にした意味は何かあるんでしょうか</p>
議会総務課長補佐	<p>基本的には全国市議会議長会から参考例が来まして、その通り直してるんですが、元々「とる」は採決や評決をとることが元になっているので、表記としてはおかしくないとは思いますが。</p>
南谷佳寛委員	<p>括弧書きについて、なぜ二重括弧にしたんでしょうか。</p>
議会総務課長補佐	<p>この点も議長会の資料がそうになっていたからなんですけど、通常こういった場合、表題を持ってくることはないんですね。第何条何項とするのが通常ですが、ここでは表題をもってきていまして、一重の括弧はその表題に付いていた括弧ということで、それをさらに括弧で囲っているということです。</p>
河崎委員	<p>委員会条例なんですけれども、オンラインで実施できるようにという話と思いますが、分科会の扱いはどういう形になるのかなというところと、運用面の話なので聞きたいだけですが、何かアプリをイメージされているのか、もしあれば教えてください。</p>
議会総務課長補佐	<p>基本的に分科会につきましても、会議規則の中で開催方法としてはオンラインもできますよという形で予定しておりますので、それをオンラインでやるかどうかはまた決めていただくということで。</p> <p>アプリについても、こちらは大元のできるという規程ですので、何を使って報告書を出すのかなどは今後議会で決めていただくと。本当に本人がその文書を出したのかという確認が一番難しく、例えば請願であれば請求者が本人かどうか、メールで提出されても分からないと。そういった場合にどうするのか、事務局がメールアドレスを把握している議員から、請求者の押印がある請願書を PDF でいた</p>

	<p>だくのか、そういった運用の仕方はそれぞれで。</p> <p>基本的に議員から議会に出すものであれば大体分かるんですが、それ以外の一般人に通知を出したり決定を出したりする場合に非常に難しく、電子署名が必要になってくるというところで今後どういう運用をしていくかは議論していただきたいなど。</p>
河崎委員	<p>情報通信技術の活用に関する規程の中でも電子署名を記載していると。最近だとブロックチェーンの技術とかいろいろあると思うんですが、その点も今後の課題というか、話し合いの中で決めていくという認識でよかったですか。</p>
議会総務課長補佐	<p>おっしゃる通りで、いろんな電子署名の確認方法がありまして、通知や報告する内容によってというものです。</p>
安井委員長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
安井委員長	<p>では、この改正案の通り進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
安井委員長	<p>ではこの通り進めます。この改正案については議長に報告し、条例及び規則の改正を進めていきたいと思えます。</p> <p>議長、何かございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
安井委員長	<p>では次回は 11 月中のどこかで開催したいと思えますけれども 14 日午前 11 時はどうでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
安井委員長	<p>では 14 日午前 11 時でお願いいたします。以上で本日の議会改革特別委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。</p>
	<p style="text-align: right;">【閉会＝午前 11 時 37 分】</p>